平成２８年（再ロ）第１号
岩手県奥州市江刺区米里字人首町４番地
再生債務者　佐賀　秀明
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月31日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月14日から平成28年４月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００３４号
千葉県松戸市幸谷185―37
再生債務者　川田　恵子（旧姓神谷）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年12月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月22日まで
平成28年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００３８号
東京都江東区東雲２―３―27―306
再生債務者　定蛇　　武
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年12月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月22日まで
平成28年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第３号
茨城県土浦市白鳥町994番地34
再生債務者　酒巻　大輔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月23日まで
平成28年３月２日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（再ロ）第１号
北海道砂川市晴見１条北10丁目92番地６
再生債務者　堀下　直樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月31日まで
平成28年３月３日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２７年（再ロ）第１０００２号
長崎県佐世保市大潟町290番地43
再生債務者　赤星　秀典
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年１月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月１日まで
平成28年２月29日
長崎地方裁判所佐世保支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号
山形県寒河江市大字柴橋943番地の３　ラビットハウス寒河江105
再生債務者　竹田　智則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月２日　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第１１号
京都市西京区下津林前泓町79番地２
再生債務者　山田　健治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再ロ）第３号
山形市瀬波１丁目３番19号
再生債務者　片桐　章浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月２日　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第２号
千葉県佐倉市井野1418番地２　メロディーハイム志津204号室
再生債務者　凪生　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月２日　千葉地方裁判所佐倉支部

会社その他の公告

合併公告
左記組合は、合併してその権利義務全部を承継して盛岡広域森林組合を新設し、甲及び乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いております。
平成二十八年三月十一日
岩手県岩手郡雫石町寺の下四九番地一
（甲）岩手中央森林組合
代表理事組合長　伊藤　一治
岩手県盛岡市紺屋町二番九号
（乙）盛岡市森林組合
代表理事組合長　赤坂　　宿

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、こは同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しています。また、甲はこの全株式ののを所有していますので、本合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十九日
掲載頁　二〇四頁（号外第一四五号）
平成二十八年三月十一日
東京都港区海岸一丁目五番二〇号
（甲）東京瓦斯株式会社
代表取締役　広瀬　道明
千葉県佐倉市栄町二二番地一
（乙）千葉ガス株式会社
代表取締役　角田　憲司

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、こは同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しています。また、甲はこの全株式のを所有していますので、本合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月四日
掲載頁　四十六頁（号外第四十九号）
平成二十八年三月十一日
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
（甲）株式会社イープックイニシアティブジャパン
代表取締役　小出　　斉
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
（乙）株式会社プークス
代表取締役　大貫　友宏

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、こは同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しています。また、甲はこの全株式のを所有していますので、本合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月三十日
掲載頁　一一九頁（号外第一四六号）
平成二十八年三月十一日
東京都港区海岸一丁目五番二〇号
（甲）東京瓦斯株式会社
代表取締役　広瀬　道明
茨城県つくば市研究学園二丁目一番地二
（乙）筑波学園ガス株式会社
代表取締役　作田　龍昭

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月四日
掲載頁　四十六頁（号外第四十九号）
平成二十八年三月十一日
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
（甲）株式会社イープックイニシアティブジャパン
代表取締役　小出　　斉
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
（乙）株式会社プークス
代表取締役　大貫　友宏